

広島市週休2日工事等試行要領

(林業用施設災害復旧事業、小規模崩壊地復旧事業)

(趣旨)

第1条 本要領は、広島市発注の土木工事における働き方改革促進の一環として「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」（以下「週休2日工事等」という。）を試行実施するにあたり必要な事項を定め、持続可能な建設産業の確保に向けた労働環境の改善を目的とする。

(定義)

第2条 本要領における「週休2日工事等」について、以下のとおり定義する。

(1) 「対象期間」とは、工事着手日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間は含まない）までとし、次の期間は対象期間から除く。

ア 年末年始6日間、夏期休暇3日間

イ 工場製作のみを実施している期間

ウ 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間（工事全体を一時中止している期間を含む）

(2) 「工事着手日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業について、着手する日をいう。

(3) 「工事完了日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業（工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完了した日をいう。

(4) 地元条件や天候等によりやむを得ない場合は、監督職員との協議により、対象期間内において振替日を設定できるものとする。

2 本要領における「週休2日」について、以下のとおり定義する。

(1) 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月単位で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(3) 月単位とは、工事着手日から起算して、4週間（28日）ごとに分けた期間をいう。

なお、4週間に満たない期間（工事完了日の関係で28日確保できない等）は、通期で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる場合に月単位の週休2日を達成しているものとみなす。

(4) 対象期間は前項(1)～(3)と同じとする。

(5) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(6) 対象期間内の累計現場閉所日数の割合（「現場閉所日実績の累計日数」/「対象期間の累計日数」）（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の場合に、週休2日が達成されたものとする。

3 本要領における「週休2日交替制」について、以下のとおり定義する。

(1) 月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月単位で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

- (2) 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。
- (3) 月単位とは、工事着手日から起算して、4週間（28日）ごとに分けた期間をいう。なお、4週間を満たない期間（工事完了日の関係で28日確保できない等）は、通期で4週8休以上の休日を確保したと認められる場合に月単位の週休2日交替制を達成しているものとみなす。
- (4) 対象期間は第1項(1)～(3)と同じとする。
- (5) 対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（「技術者及び技能労働者の平均休日日数」/「対象期間の累計日数」）（以下、「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の場合に、週休2日交替制が達成されたものとする。ただし、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は、対象外とする。なお、一時的とは、2週間未満とする。

（対象工事）

第3条 対象工事は、原則、広島市が発注する林業用施設災害復旧事業、小規模崩壊地復旧事業とする。

（実施方法）

第4条 「週休2日工事等」の発注方式は、月単位の「発注者指定型」とする。

- (1) 「発注者指定型」とは、発注時から発注者の指定により実施する工事をいう。
- 2 「週休2日交替制工事」は、「週休2日工事」での発注が困難な場合、実施する。
- 3 発注者は、対象工事において特記仕様書に「週休2日工事等」の試行対象である旨を明記するものとする。
- 4 「週休2日工事等」を実施する工事の受注者は、原則、土曜日・日曜日を現場閉所日とした計画を立て、施工計画書の提出時に、「休日取得計画表」に工事着手日、工事完了日及び現場閉所予定日を明記し、発注者に提出すること。
 - (1) 「週休2日工事」を実施する工事の受注者は、公衆の見やすい場所に「週休2日工事」である旨を明示すること。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

記載内容の例

週休2日工事

この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む試行工事です。

発注者:広島市〇〇〇〇〇〇課

受注者:〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- (2)「週休2日工事」を実施する工事の受注者は、「工事週報」に工事着手日、工事完了日、現場閉所日の計画及び実績を記入し、監督職員に提出すること。
- (3)受注者は工事途中に月単位又は通期の「週休2日」を実施することが困難となった場合は、速やかに発注者に報告すること。
- 5 「週休2日交替制工事」を実施する場合、受注者は、契約締結後7日以内に、「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を発注者に書面にて提出すること。
- (1)「週休2日交替制」を実施する工事の受注者は、公衆の見やすい場所に「週休2日交替制工事」である旨を明示すること。記載内容は前項(1)の「記載内容の例」を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。
- (2)「週休2日交替制工事」を実施する工事の受注者は、「工事週報」に工事着手日、工事完了日を、現場閉所を行う場合は現場閉所日の計画及び実績を記入し、監督職員に提出すること。
- (3)受注者は工事途中に月単位又は通期の「週休2日交替制」を実施することが困難となった場合は、速やかに発注者に報告すること。
- 6 週休2日工事において「週休2日交替制工事」の実施を受注者が希望する場合、受注者は、契約締結後7日以内に、「週休2日交替制工事」の実施希望する旨を発注者に書面にて提出すること。

(実施報告)

- 第5条 「週休2日工事」を実施した工事の受注者は、対象期間終了後、速やかに「休日取得計画表」に、現場閉所日等の実績を記入し、発注者に提出しなければならない。
- (1)発注者は、「週休2日工事」を実施した工事の受注者から提出された「休日取得計画表」及び「工事週報」により、現場閉所日の取得実績について確認を行うものとする。
- 2 「週休2日交替制工事」を実施した工事の受注者は、「休日取得状況表(交替制)」に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類(工事日誌や出勤簿等)とともに、毎月7日までに監督職員に提出するものとする。
- (1)発注者は、書類の作成負担等にも考慮し、休日率を確認できる資料等(休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等)を受注者から提示を求め、休日率の状況を確認するものとする。

(経費等の補正)

- 第6条 「週休2日工事」の場合は、対象期間における現場閉所状況に応じた補正係数を乗じて、設計計上するものとする。

なお、市場単価（港湾工事は補正対象外）及び土木工事標準単価については別表 1 から 2 までの補正係数を乗じて補正済み単価を算出する。

(1) 当初設計時において、月単位の 4 週 8 休以上であった場合の補正係数を乗じて設計計上するものとする。ただし、対象期間における現場閉所状況が、月単位の 4 週 8 休に満たなかった場合で、通期の 4 週 8 休を達成した場合は、最終変更契約時において、同条第 3 項 (1) の通期の 4 週 8 休以上の補正係数に減じて設計変更するものとし、通期の 4 週 8 休も達成できなかった場合は、補正係数を除いて設計変更するものとする。

(2) 現場での施工期間（実作業日数）が土曜日及び日曜日を跨がない 7 日間未満の工事については、対象期間における現場閉所状況が 4 週 8 休に満たなかった場合であっても月単位の 4 週 8 休以上であったものとみなす。

ただし、この場合、受注者は「休日取得計画表」に対象期間の前後の土日の休日取得状況を明示し発注者へ提出すること。

発注者は、当該「休日取得計画表」を技術管理課へ報告すること。

2 「週休 2 日交替制工事」の場合は、対象期間における技術者及び技能労働者の休日確保状況に応じた補正係数を乗じて、設計計上するものとする。

なお、市場単価（港湾工事は補正対象外）及び土木工事標準単価については別表 1 から 2 までの補正係数を乗じて補正済み単価を算出する。

(1) 当初設計時において、月単位の 4 週 8 休以上であった場合の補正係数を乗じて設計計上するものとする。ただし、対象期間における技術者及び技能労働者の休日率の状況が、月単位の 4 週 8 休に満たなかった場合は、最終変更契約時において、同条第 3 項 (1) の通期の 4 週 8 休以上の補正係数に減じて設計変更するものとし、通期の 4 週 8 休を達成できなかった場合は、補正係数を除いて設計変更するものとする。

(2) 現場での施工期間（実作業日数）が土曜日及び日曜日を跨がない 7 日間未満の工事については、対象期間における技術者及び技能労働者の休日確保状況が月単位の 4 週 8 休に満たなかった場合であっても 4 週 8 休以上であったものとみなす。

ただし、この場合、受注者は「休日取得状況表（交替制）」に対象期間の前後の 2 週間の休日取得状況を明示し発注者へ提出すること。

発注者は、当該「休日取得状況表（交替制）」を技術管理課へ報告すること。

3 現場閉所率あるいは休日率の状況に応じた、補正係数は以下のとおりとする。ただし、「設計業務委託等技術者単価」は労務費の補正対象としない。

(1) 林業用施設災害復旧事業、小規模崩壊地復旧事業（治山林道必携適用工事）

週休２日工事	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
月単位（４週８休以上） 現場閉所率 28.5% （８日／28 日）以上	1.04	1.02	1.03	1.05
通期（４週８休以上） 現場閉所率 28.5% （８日／28 日）以上	1.02	1.02	1.02	1.03
週休２日交替制工事	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
月単位（４週８休以上） 現場閉所率 28.5% （８日／28 日）以上	1.04	—	—	1.03
通期（４週８休以上） 現場閉所率 28.5% （８日／28 日）以上	1.02	—	—	1.01

※労務単価、機械経費（賃料）が明らかとなっていない見積もりは補正の対象としない。

（工期設定）

第 7 条 発注者は、週休 2 日等が確保できるよう適正に工期を設定しなければならない。

2 週休 2 日等の確保を理由とする工期延期については認めないものとする。

（工事成績評定）

第 8 条 発注者は、対象期間において週休 2 日等を達成できた場合、工事成績評定の「2. 施工状況」の「II. 工程管理」において評価するものとし、受注者へ通知する「工事成績総括評定書」の「8. その他特記事項」において施工実績を証明するものとする。なお、評定の対象とならないものについては、「休日取得計画表」等により施工実績を証明するものとする。

2 発注者は、明らかに週休 2 日等に取り組む姿勢が見られなかった場合、受注者への聴き取りを実施し、その結果を技術管理課へ報告すること。

3 週休 2 日等を達成できなかった場合において、発減点（ペナルティ）は行わないものとする。

（アンケート調査）

第 9 条 週休 2 日工事等の検証を行うため、受注者は、技術管理課からアンケート調査の依頼があった場合、回答に協力すること。

（提出書類の虚偽）

第 10 条 「休日取得計画表」等の提出又は提示資料について、虚偽の記載等が工事中又は工事完成後に判明した際には、指名停止となる場合がある。

（その他）

第 11 条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

附則

この要領は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。(令和 7 年 11 月 1 日以降の積算から適用)

別表1 市場単価の補正係数（林業用施設災害復旧事業、小規模崩壊地復旧事業（治山林道必携適用工事））

名称	区分	補正係数	
		月単位	通期
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.04	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.03	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト）		1.03	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02

別表2 土木工事標準単価の補正係数（林業用施設災害復旧事業、小規模崩壊地復旧事業（治山林道必携適用工事））

名称	区分	補正係数	
		月単位	通期
区画線工		1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02
構造物取りこわし工	機械	1.03	1.02
	人力	1.04	1.02
橋梁塗装工		1.03	1.01
塗膜除去工		1.04	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
浸食防止用植生マット工（養生マット工）		1.04	1.02